

### 第3節 平成21年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

#### (1) 取組方針の決定

平成21年度においても、基本方針2007において独立行政法人について原点に立ち返った見直しを行うことが定められていることも踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会では「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととしている。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととしている(図表51、52及び資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)」参照)。

図表51. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

**I 事務・事業の見直しの方針** (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

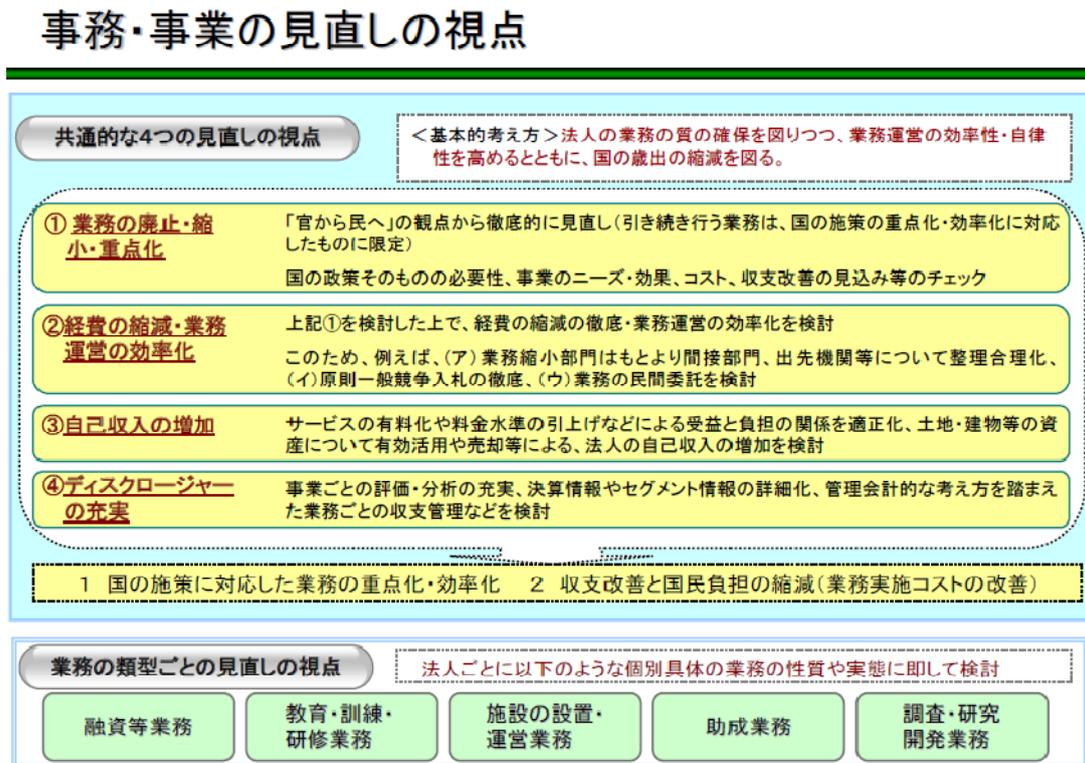
- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- ◆ 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- ◆ 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監視委員会等と連携する。 → P.7
- ◆ 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表52. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)



※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

### (2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成21年度に事業を見直す16法人を所管する7つの府省の主務大臣から平成21年8月末までに見直し当初案の提出を、また、22年度予算編成の方針について(平成21年9月29日閣議決定)を踏まえ、10月15日までに見直し当初案の再提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した。

なお、平成21年度に事務・事業を見直す国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、「国立大学法人等」という。)についても、文部科学省から平成21年4月9日に見直し案の提出を受け、独立行政法人評価分科会においてヒアリングを実施するとともに、国立大学法人等評価ワーキング・グループが中心となって、教育研究の特性を踏まえつつ見直し作業を実施した。

### (3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成21年12月9日に独立行政法人等7法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成21年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を、また、平成21年5月21日に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表53および図表54に示すとおりである。

なお、平成 22 年度に中期目標期間が終了する統合予定の 9 法人については、11 月 19 日の行政刷新会議において、整理合理化計画については当面凍結をして、抜本的な見直しを図ることが決定されたこと、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」とされたことから、21 年度においての見直しを行わないこととされた。

#### （４）見直し内容の決定

各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案（以下「見直し最終案」という。）を策定し、公表した。

各主務大臣から公表された独立行政法人の見直し最終案については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、「行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定する」とされていたが、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。」とされたことから、各主務大臣からの公表をもって、独立行政法人等、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の見直し内容が正式に決定された。

#### （５）新中期目標等への反映

平成 21 年度に見直しを行った独立行政法人等 7 法人及び国立大学法人等については、勧告の方向性の指摘内容を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 22 年 2 月 25 日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

図表53. 平成21年度における「勧告の方向性」(報道資料)

## 独立行政法人の事務・事業の見直し結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」—

〔「平成21年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」〕

### 【勧告の方向性とは】

中期目標の期間(3~5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。本年は、平成21年度に中期目標期間が終了する6つの独立行政法人及び日本司法支援センターを対象に指摘(延べ65項目)を取りまとめています。

⇒ ポイントは1頁、法人別の主な指摘事項は2頁及び3頁、指摘事項の具体例は4頁から8頁までを参照。

## 見直し結果のポイント

### 共通指摘事項

- 効率化目標の設定
- 給与水準の適正化等
- 契約の点検・見直し

### 組織・体制の見直し

- 施設の廃止 日本原子力研究開発機構
- 地方事務所の見直し 医薬基盤研究所、産業技術総合研究所、日本司法支援センター
- 職員配置の見直し 年金積立金管理運用、日本司法支援センター

### 事業の見直し

- 事業の有効性の検証 医薬基盤研究所

### 経費の節減

- 支所等の廃止 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所
- 債権の回収 医薬基盤研究所、日本司法支援センター

### 業務運営の効率化

- 業務フローの見直し 国立公文書館、日本原子力研究開発機構
- 改善方策の検討、実施 見直し対象の全法人
- 研究開発の重点化 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 契約方法の見直し 医薬基盤研究所

### 情報開示の徹底、改善

- 業務運営の透明性の確保 年金積立金管理運用
- 法人の業務への信頼の確保 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 国民への情報提供の改善 日本司法支援センター

# 法人別の主な指摘事項

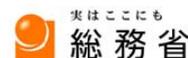
主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
内閣府	国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>公文書管理法の施行(平成23年6月まで)に伴う業務量の増加に適切・効率的に対応することが必要</li> <li>電子処理の進展に伴い、電子媒体による公文書の移管・保存が平成23年度から開始予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒遅くとも公文書管理法の施行までに、既存の事務・事業について、業務フロー等を見直し</li> <li>⇒紙媒体の歴史公文書等の保存方法として、マイクロフィルム、デジタル双方のメリット・デメリットを技術面・経費面から平成22年度末までに検討し、結論</li> </ul>	3
文部科学省	日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に高速増殖原型炉「もんじゅ」が約14年ぶりに運転再開予定。その間、維持管理等に多額の経費が費やされる一方、予定されていた研究開発が行えず、国民の期待と信頼を大きく毀損</li> <li>地域住民による正しい原子力の理解増進に資するために運営されている展示施設等については、その利用率が低い水準となっており、コストに見合った効果が得られていない状況</li> <li>事故・トラブル等の緊急時対応用の分室については、必要とされる機能等が明確ではないものがあり、その存続について見直すことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「もんじゅ」の停止期間中の経費、研究成果等を国民に分かりやすく公表</li> <li>再開後の研究開発の進行管理の徹底を図る観点から研究計画・研究成果を明確化</li> <li>事故等による研究開発の遅延を防止するため、システム等を検証し、所要の見直し。その状況の公表</li> <li>⇒利用効率の向上等を図るために策定したアクションプランの見直し等による展示施設等の運営の効率化</li> <li>「テクノ交流館リコッティ」(東海村)の在り方を見直し</li> <li>⇒① 青山分室(港区)は、その位置付けについて納得の得られる説明ができない場合は廃止 <a href="#">《4頁参照》</a></li> <li>② 東海・阿漕ヶ浦(東海村)の両分室のように、近隣に複数の分室が存在するものは、一方の分室については廃止を含め在り方を見直し</li> </ul>	7
厚生労働省	医薬基盤研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>実用化研究支援事業では、繰越欠損金が54億円(平成20年度末現在)発生。また、既採択案件が計画どおり進捗よくしていない状況</li> <li>培養細胞の提供について、特定の財団法人との提携関係が合理的な理由なく継続</li> <li>薬用植物資源研究センター和歌山研究部は近畿圏の薬用植物の栽培のみ実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒民間の医薬品等の開発を支援する方策としての有用性、有効性を検証し、事業の在り方を見直し</li> <li>⇒業務提携の在り方を見直し、必要な委託業務は一般競争入札等競争性のある契約に移行 <a href="#">《5頁参照》</a></li> <li>⇒栽培業務の薬用植物資源研究センター筑波研究部への集約化などにより、和歌山研究部を廃止</li> </ul>	15

主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
厚生労働省	年金積立金管理運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則3年で見直すこととしている運用受託機関の見直しが行われていない資産がある</li> <li>基本ポートフォリオの策定や運用状況等の監視などに重要な役割を担う運用委員会の審議の透明性の確保を図ることが必要</li> <li>法人全体の規模からみて管理部門の要員を見直す等効率的・効果的な体制とする必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直し</li> <li>⇒市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表 <a href="#">《6頁参照》</a></li> <li>⇒管理部門、調査研究部門及び運用部門の人員配置の見直し</li> </ul>	19
経済産業省	産業技術総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの主要6分野ごとの研究開発の重点化の取組はもとより、今後は、実用化・製品化後の姿を見据えたリソースの重点的な投入が必要</li> <li>研究成果の実用化・製品化に向けて、異なる研究分野や領域を融合した取組の充実が課題</li> <li>産総研及び地域の研究開発戦略における地域センターの役割について検証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒更なる選択と集中による実用化・製品化を見据えた研究開発への重点化</li> <li>⇒省庁間の壁を越えた研究成果の実用化・製品化の取組における中核的な結節点としての機能の発揮</li> <li>⇒各地域センターの研究機能及び産学官の連携機能の発揮に係るこれまでの取組の成果を踏まえ、各センターの機能の大胆な見直し</li> </ul>	25
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年11月の交通需要推計によれば、今後交通量は減少傾向</li> <li>債務返済に係る資金調達に殆どが、長期債の発行となっている</li> <li>高速道路会社の管理費は、3年連続で3%から5%程度、実績が計画を下回っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒道路資産の貸付料への影響が認められる場合、新規引受債務の限度額等を精査、返済計画を見直し <a href="#">《7頁参照》</a></li> <li>⇒(例えば、金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行など)更なる資金調達の多様化</li> <li>⇒道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつも計画管理費の算定を厳格化</li> </ul>	35
法務省	日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事裁判費用の立替金において、毎年度、多額のリスク管理債権が発生</li> <li>情報提供を行うコールセンターについては、東京23区内に設置する必要性は少ない</li> <li>支部と出張所が近接して設置されているものがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒当該立替金に係る債権管理・回収計画の策定、効果的な償還促進方策の実施 <a href="#">《8頁参照》</a></li> <li>⇒経済性の観点等から、コールセンターの地方移転を検討</li> <li>⇒業務量、体制及び費用対効果を踏まえた、支部・出張所の廃止を含めた見直し</li> </ul>	41

(注) この報告の方向性における指摘は、同法人に係る現行制度の維持される期間が継続される場合を前提としたものであり、今後の高速道路の原則無料化と併せて行われる、同法人の組織・業務に関する検討を前提としたものではない。

図表54. 国立大学法人等の事務・事業の見直し結果(報道資料)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成21年5月21日

## 国立大学法人等の事務・事業の見直し結果

－政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項－

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」

国立大学法人制度では、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の期間(6年)が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・生友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、文部科学大臣が見直しの検討を行うに当たり、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、文部科学大臣に通知するものです。

国立大学法人法や同法の附帯決議(別添1)の趣旨を踏まえつつ、文部科学大臣の見直し案(別添2)では十分ではないと考えられる以下の事項について指摘

### 1 国立大学改革の推進

#### ○ 国立大学法人の理念・目標の明確化

多様なニーズに応えた個性・特色のある教育研究の展開が求められていることを踏まえ、中期目標・中期計画における各法人の理念や目標の一層の明確化、具体的な取組内容の明確化

#### ○ 大学共同利用機関法人の一体的運営に向けた取組の明確化

新たな学問分野の創出、事務処理体制の効率化など再編の効果を十分に発揮する観点から、中期目標・中期計画における教育研究面及び管理運営面の一体的運営に向けた具体的な取組内容の明確化

#### ○ 運営費交付金の配分

第三者評価に基づく競争原理を導入するとの基本理念に沿って、各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような運営費交付金の配分の仕組みの構築等

#### ○ 経営協議会の機能の発揮状況の明確化

経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報の公表

#### ○ 国民への積極的な情報提供

国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、利用者の立場に立った分かりやすい情報の提供

### 2 その他の業務全般に関する見直し

- 全国共同利用型研究施設における機能の発揮状況の検証
- 総人件費削減の着実な実施等
- 一般競争入札等による契約の原則実施、随意契約の適正化の推進等
- 保有資産の不断の見直し、不要とされた資産の売却処分等の推進

## 国立大学法人法(抄) (平成15年法律第112号)

(教育研究の特性への配慮)

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標)

第30条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(同法第35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

## 附帯決議(抄)

(平成15年5月16日衆議院文部科学委員会  
平成15年7月8日参議院文教科学委員会)

- ① 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- ② 文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。
- ③ 中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- ④ 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- ⑤ 独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

## 1 見直しの考え方

文部科学大臣による国立大学法人等に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容(以下の2及び3)を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心

見直し内容を示すに当たっては、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、すべての国立大学法人等を対象に、一般的に見直すべき点を提示

## 2 組織の見直し

- 大学院博士課程、法科大学院、教員養成系学部、その他の学部・研究科等の入学定員・組織等の見直し、附置研究所の研究体制等の見直し
- 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための大学共同利用機関法人の組織の見直し

## 3 教育研究、運営等の業務全般の見直し

- 国立大学法人の教育研究等の質の向上(教育研究の質の向上、社会貢献・地域貢献の推進、グローバル化の推進、教育研究資源の有効活用、学生支援機能の充実・強化、附属病院・附属学校・附置研究所の機能の充実・強化)
- 大学共同利用機関法人の教育研究等の質の向上(研究環境の向上、多様な研究者の採用の推進、中核拠点としての機能の充実・強化、大学における研究の支援機能の充実・強化、人材育成機能の充実・強化)
- 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営(法人のガバナンスの充実、財務内容の改善、効果的・効率的な法人運営の推進、国民に対する情報提供等の改善、法令遵守体制の充実)

## 4 制度改正等の措置

- 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し